

骨由来ゼラチンの規制の主要国・地域の比較について

		G B R - 3 発生国等 日本・カナダ・EU				リスク不明国 (G B R評価のない国)				G B R - 2 非発生国(リスク否定できない)米国、インド				G B R - 1 非発生国(リスク最小) 豪州、ニュージーランド			
処理方法	アルカリ処理		●		●		●		●		●		●		●	●	●
	酸処理	●		●		●		●		●		●		●	●	●	●
	脊柱除去			●	●			●	●			●	●		●	●	●

日本	医薬(現行)	原則禁止(原料3条件の証明を除く。)				使用可	使用可
	食品(11/14)	禁止	使用可	使用可		使用可	使用可

米国 FDA	医薬・食品 1997年ガイダンス	使用できない		使用可		使用可		使用可
	改正案(2003/7) (経口・外用のみ)	使用できない	使用可	使用できない	使用可	使用可	使用可	使用可

欧州	医薬(EMEA) 2002年指針改訂案	使用できない	原則 禁止		原則使用可(要 EDQM 証明)				
	食品(欧州委) C. R. No. 270/2002	禁止	使用可	禁止	使用可	禁止	使用可	使用可	使用可

国際基準	OIE/WHO	禁止	使用可	カリスコ国に分類 される場合禁止	使用可	使用可	使用可	使用可	使用可
------	---------	----	-----	---------------------	-----	-----	-----	-----	-----

日本	医薬(改正案)	禁止	原則禁止	禁止	原則禁止	禁止	使用可	→	禁止	使用可
----	---------	----	------	----	------	----	-----	---	----	-----

1年6ヶ月経過措置 要検討 当分の間経過措置

脚注：

注1 次の条件を証明できるもの：

- ① 動物がBSEと関係ない群であり、② 原産国におけるBSE対策が取られ、③動物性飼料が使用されていないこと。

注2 米国の場合、FDAの指導として製品個別に判断を行っており、強制規格において禁止していない。

注3 EMEAにおいては、地域的なリスクにより、GBR-3国に対しては、脊柱骨の除去を勧奨しているが、それ以外は EDQM(欧州薬局方委員会)の証明があれば、脊柱骨を含んでも使用可能。EDQMの証明の条件は、注1の条件と同等。

注4 EUの食品の規制においては、EU加盟国では、サーバーランス体制等により評価された場合、個別に脊柱骨を含む危険部位が使用できることがある。

● WHOガイドライン（2003年2月版）

- ① ゼラチンの製造に使用する原材料の骨については、BSEフリー国又はBSEの低発生国に限ることが勧奨される。また、ゼラチン製造用の骨から頭骨、脊柱骨を除去することが望ましい。アルカリ処理は、酸処理のみに比べ、TSE感染因子の混入によるリスクをさらに減ずるものである。
- ② グリセリン、脂肪酸、脂肪酸エステル、アミノ酸といった牛脂から製造される物は、リスクの高い部位が完全に除去されなくとも、最終原料に到達するまでに感染因子の混入は殆どない(highly unlikely)と考えられている。

● OIE基準（2002年9月）

- ① ゼラチン(骨)は、BSE清浄国、又は暫定清浄国、BSEリスク最小国に由来するものを使用するか、頭骨・脊柱骨の除去及び加圧洗浄・酸処理・アルカリ処理・濾過・138°C/4秒以上の殺菌処理を行った原料を使用すること。
- ② 牛脂から製造される物については、BSE清浄国、又は暫定清浄国、BSEリスク最小国に由来するものを使用するか、加水分解、エステル化、ケン化を高温で行った原料を使用すること。
- ③ 外皮又は皮のみに由来するゼラチン及びコラーゲンは、BSEのステータスにかかわらず制限なく輸入を許可するべきである。

● ○ I Eの原産国のステータス

○ 評価のクライテリア

(1) 動物性飼料の消費を通じたBSEの導入・回収の可能、(2) TSEの混入の可能性のある動物性飼料の輸入がない、(3) TSEに感染した可能性のある動物の輸入がない、(4) すべての動物のTSE感染の疫学、(5) ウシ、ヒツジ、ヤギ等の頭数構成の知識、(6) 周知計画、(7) 強制的な臨床症状動物の報告制度、(8) 7年以上のサーベイランスの記録、(9) 許可された研究所におけるサーベイランス動物の検査態勢

① BSE清浄国

- ・ BSEの発生事例がなく、7年以上の評価クライテリア適合又は8年間の動物性飼料の非使用歴

又は

- ・ 外国輸入牛の直接のBSE発生であって、その仔の誕生から2年以上たち、その仔及びBSE牛が完全に処分され、7年以上の評価クライテリア適合又は8年間の動物性飼料の非使用歴。

又は、

- ・ 最後の国内発生から7年以上が経過し、動物性飼料の使用禁止が8年以上

② BSE暫定清浄国

- ・ BSEの発生事例がないが、7年以上の評価クライテリア適合を満たさず、8年間の動物性飼料の非使用歴

又は

- ・ 外国輸入牛の直接のBSE発生であって、その仔の誕生から2年以上たち、その仔及びBSE牛が完全に処分されているが、8年間の動物性飼料の非使用歴があっても、7年以上の評価クライテリア適合を満たさない。

③ BSE最小リスク国

- ・ 最後の国内発生BSEが7年以内であり、7年以上の評価クライテリア適合を満たさず、8年間の動物性飼料の非使用歴を満たさない。

又は、

- ・ 最後の国内発生BSEが7年以内であるが、24月齢以上の4年間の発生率が1／100万未満、8年間の動物性飼料の非使用歴、7年以上の評価クライテリア適合を満たし、発生牛の仔の誕生から2年以上たち、その仔及びBSE牛が完全に処分され、7年以上の評価クライテリア適合又は8年間の動物性飼料の非使用歴。

④ BSE中間リスク国

- ・ 24月齢以上の発生率が1／100万以上1／1万未満が12ヶ月以上

又は

- ・ 4年間国内発生率が1／100以内

等の条件

⑤ BSE高リスク国 → 上記以外